

西海市いきいきサロン事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域において家に閉じこもりがちな高齢者に対し、当該老人の生活の助長、社会的孤立感の解消、高齢者の地域交流を図ることを目的として実施するいきいきサロン事業について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 実施団体が主体的・自主的に取り組む活動で、次の各号とする。

- (1) サロンの参加者は、地域に居住する65歳以上の高齢者とする。
- (2) サロンの活動場所は、地域の集会所、個人の自宅等で活動可能な場所とする。
- (3) サロンの運営は、参加者のニーズに沿ったものとし、それぞれのサロンの参加者とボランティアにより行う。
- (4) サロンの活動は特定の趣味活動に偏らないものとする。

（助成金）

第3条 サロンは原則として参加者の参加費等の自主財源で運営を行うものとするが、その費用の一部を別表に基づき、本会が助成することができる。

（事業報告）

第4条 助成を受けた実施団体は、年度終了時に事業報告書を提出しなければならない。

（その他）

第5条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。